

復興事業の問題点

2013年3月

尾寄 昇 (堺市上下水道局)

*尾寄さんは2012年4月から1年間岩手県大槌町役場に復興支援のために赴任し、都市整備課で復興事業に従事されました。今回その過程で感じた問題点を報告していただきました。なお、尾寄さんのインタビューはWaQuAC-NET会報17号に掲載されています。(WaQuAC-NET事務局)

被災者が住宅再建するため、2種類の事業で土地を造成します。防災集団移転促進事業と土地区画整理事業です。両者の棲み分けは、津波を被った土地を捨て、新たな場所を開発するのが防災集団移転促進事業、津波を被った土地を盛土し、再び住居を建設できるようにするのが土地区画整理事業となっています。

この2つの事業に対し、(1)分ける必要があるのか、(2)既存の制度で対応できるのか、という疑問があります。

(1)分ける必要があるのか

両事業の目的は、被災者が住宅再建する土地を造成することにあります。この目的のために2つの事業を用いるのですが、事業が異なるために被災者への補助に差が生じます。防災集団移転では、住宅再建する人に対し、利子補給・引っ越し費用補助等がありますが区画整理にはありません。被災者に選択権は無く、住居のあった場所で事業が決まります。本年度の業務の大部分は、事業説明・意向調査に費やされました。

目的は「被災者の住宅再建」です。この目的のために、一世帯当たり3000万円渡し住宅を再建いただくというのも一つの方法だと思います。これなら、派遣職員の数的大幅に減少でき、早期に住宅再建できます。一世帯当たり3000万円は極論ですが、大勢の職員が国の事業制度に沿うための書類作成に従事し、会計検査に耐えられるよう腐心することは、反対側の極にあると考えます。

事業制度にとらわれず、市町村が計画した事業を県や国が査定し、予算を配分するようになれば、自由度が高まり復興は加速すると思うのです。制度にとらわれない計画策定や自分たちの計画を国・県へ説明するために派遣職員を使う方がより有益であると考えます。

(2)既存の制度で対応できるのか

被災地は狭隘道路や囲繞地の解消のために区画整理を選択した訳ではありません。平地の少ない沿岸部において、被災した場所を再利用するために区画整理を行うのです。盛土して被災地を再生できる事業として区画整理を選択したのです。

区画整理事業として実施すると、古くから存在する制度であるために、通常の区画整理と

同様の手続きが求められます。これに従事する派遣職員も事業経験者が多いため、通常の区画整理事業の枠を出ることはありません。被災地を盛土造成したいだけなのですが、都市計画決定・事業認可、都度の変更申請が求められます。

防災集団移転促進事業の事例として、雲仙普賢岳、中越地震があり、津波被害の事例では、奥尻島があります。いずれも小規模集落の移転です。東日本大震災規模の被害にこの制度をあてはめるのは、規模の問題から無理があると感じています。

防災集団移転促進事業により移転した跡地は、「災害危険区域」になります。災害危険区域には、住居を建設することができません。海沿いの平地に誕生する広大な「災害危険区域」をどうするのが今後の課題となります。今回の場合、山間の山村を放棄するのではなく、海沿いの比較的利用しやすい平地を住宅地以外に使用しなければならないのです。

仙台のような大都市であれば、商工業利用が考えられるでしょう。元々数件の水産加工工場しかない、スーパー一つで全町の商圈をカバーできる大槌で、広大な空き地を何に使うのか。20年も経てば災害危険区域に人が住み始めると思います。

防災集団移転促進事業は、区画整理に比べれば早く実施できる事業ですが、ルールに従うために時間を要します。「5戸以上で移転しなければならない」、「一戸当たりの開発費用は3500万円以下」、「移転元は災害危険区域に指定しなければならない」というルールに従った計画書作成が事業の前提となります。また、任意事業であるために移転は強制ではありません。また、移転先を収用することもできません。平地が少なく、開発できる土地は限られているため買収は難航します。任意事業で被災3県の移転先を確保できるのかも疑問です。

「津波被害を受けた土地は災害危険区域に指定する。防潮堤、盛土により災害危険区域を外せる場所は区域指定を外し、居住可能とする。高台を宅地開発する。」事業内容としてはこれだけのことです。制約がなければ、平成23年度中にできた基本構想を基に平成24年度初めから用地買収を開始し、場所によっては平成24年度中に住宅建設を開始できていたかもしれません。「大臣同意が得られるまで用地買収できない」ために、高台の用地買収は10月から始まりました。「都市計画決定」を9月に得て、「事業認可」が得られるのは3月になりそうです。千年に一度の災害から復興するにあたり、この一年の足踏みは長かったように感じます。

大槌町では震災以前から職員を減員し、その上に震災で多くの職員が無くなりました。その体制で経験したことのない量の交付金事業を実施します。これだけでも人が足りず、他自治体からの派遣職員が必要とされます。しかし、省略可能な制度（決して「無駄な制度」とはいいません）のために職員が忙殺されることは、避けることが可能なはずで

前復興大臣は、辞任の際、「予算の筋道は付けた。依然として市町村のマンパワーが足りない」という旨の発言をされました。では、そのマンパワーはどこから補えばよいのでしょうか。「百年兵を養う」自治体は無いに等しいでしょうから、マンパワー不足を補うには限界があります。人手が少なくてもできる事業制度が必要と考えます。